

奧羽婦人傳

一名窈窕美譚

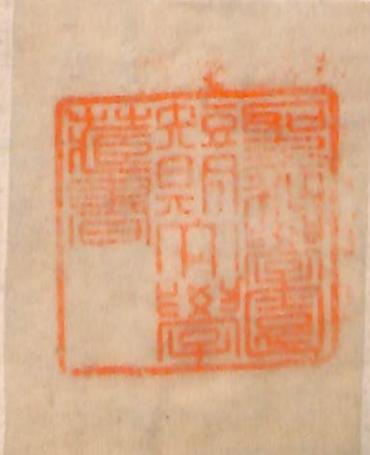
坤



女論語卷之下

事夫君章第七

此れは我夫に事することを述たる章なりすでに夫婦となる事は前世より定りたる縁にて人間にわざにあらざる譬は夫は天の如く女は地の如くされは地は天の恵をうけて萬物を生ずるもれなれば女も夫に随ふ道なるに却て女は夫にかはりて我儘をなし夫を輕しむるは逆なれば必ず禍の來るものなり夫婦の中は互に馴やまきものなれば常々禮義を正しくして事ふべし女の心始の中は夫の心はがりがたく物ことに慎みぬれ共程なく馴す心夫の心見抜たるやうに思ひ慎薄くなる故に夫を見かきものなり何事によらず夫れ云ひ付る事あらは等閑に聞べからず夫返しき事をなさん時は氣を静め聲を和らけ惡がるべき道理を云ひて夫を諫むべし女は夫に隨ふものなりとて惡死事にも隨ふは僻ことなり或は夫外へ出て日の暮るまで歸らざる時は路の程を尋ねて迎ひの者を遣はし食物など用意して俟べし曉方に至るまで歸らずとも獨り先たち臥べからず或ひは夫病み煩ふ折は晝夜を分かす心を尽して扱ふべしもし夫怒り腹立ことありて打擲る事あらは假令我方に道理ありとも言逆すべからず憤り怨る心あるべからず氣をしつめ聲を柔ら



けて我誤りあり宥し玉へと幾たひも詫ことすべし夫の衣類には常々心懸て縫わ
は早く補ひ繕り垢づけは速かに洗ひ深くすべし夫の食物に時々心をつけ飢しめ
さるやう心がくべし夫婦の間は一體にまて我身に少しもかはらぬものなれば我身を
思ふ如くに其心を夫に移さ事ふべし 貴も 賤も夫の家風に從 ものなれば貴き家
より出たる女なりとも貧き家に嫁かは奢る心なく夫れ家の如くそれの營をな
すべき事なり

晋の文公の時舅季といふ人冀州と云ふ所へ使は往けけるに冀州に卻峽と云ふ人あり賢人なれども時は合ずして農人となり田の草をとりて居けるか其妻田の畦にて夫に書飯を据へよけるを見るよ夫を敬ひ慎みて稀なる容に配繕するに異らす夫も又聊馴たる氣色なく互ひに作法正しければ使ひの舅季熟らこれを見て歸り文公に申上げるに斯く貧しき体にて禮義を亂さる事盛徳の人なり國のたすけともなるべき者なりとて急き御缺を召出して軍大夫の位になされければ夫婦とに榮むるとなん

孟光と云ふ女は顔容極めて醜げれども德行勝たる女なれば理人と永むる人数多ありけれども終に同心せずて年ふけ三十はかりにもなげれば父母心ならず思ひ或時

孟光を呼ひ云ひけるやう年頃此所彼所より言込をも聞入さるは望むところありてよやと問ふは孟光答ひけるは飯令何時まで 獨住をなすとも尋常の夫には縁くへからず正しき 操 梁鴻と云ふ人に似たらんをみるつものよるべとも望めと云ひけるに折しも梁鴻も未だ妻らず歴々の方よと娶せんと望む人多數ありけれども聽入す容貞をも撰はす賢徳ある妻をと願ひ彼方此方聞合居ければ互ひの心の同じなるにより嫁する人ありて孟光をう娶ける 孟光嫁して美しき衣裳を著飾り面に化粧して居ければ七日過れども梁鴻終に物云はす孟光怪く思ひ夫に云ひけるは我醜き姿を知り玉ひ望みて迎へられなから今更御心にかなばぬよそはひ心得かたく覺ゆるなり御心に叶はぬものとあらは如何やうにも教へ戒め玉へあし争か夫れ命に背き申んやと云ひければ梁鴻云ばれけるは我は貧を甘ひて心を樂し身なれば美しき衣を着面に化粧せとして顔を飾る人は我妻とばなるへからま豫て聞及ひ迎えと違ひたる故よ今更行當り親しきさまに及はすと云ふ孟光これを聞き我ももとより其志しなれどもあほりに醜姿に堪か絲玉はんと思ひしはし 試に飾を加へ侍るあり御詞の旨もとより我望む所なりとて急ぎ組々しき布に着更あり乃まなる粧ひにて夫に事へければ梁鴻斜ならし喜ひ相と

もに賤き營をなしても琴を彈きて心を清し樂むは富榮たるにも勝りける斯貴しき家に住みけれども孟光夫に事るに禮義正しくして朝夕膳を据るよも眉の通りにわけて持夫の顔を見あけず敬ひ慎みけるとなん

訓男女章第八

訓男女とは男子女子ともに母親乃育て訓る道といふなり父は外の業を務るものなれば親子一所に居る事稀なり母は常に内にのみありて子を育つるものなれば母の訓用要なり男子は早く良師に就て禮義を習はしめ女子には絲織縫針の道ををしへ習はし免物ことに心をつけ教へ戒しむへき事なり
内則の教には女子は七ツの年より男女一所に居す十歳になりては閨の戸より外へ出てまかし付乃女朝夕行義作法をとしへてもれいふ詞のつそくさつからず形容柔かあしてわらからず我儘ならざるやうに戒しめ女の藝能等を紡み綿を繰り機を織り縫針などの類を教へ習しむると見たり斯の如くしれば其藝能を知るのみならず衣裳の類は種々の務なくまては著物にならぬと云ふ事を自らなして其苦勞を知る故に着の心たのつから出來ものなり

魏緝か母と年十六にて夫にはなき獨りの子を育立數十年を過けるが朝夕子を教誡むること怠らず其子の交る友已に勝りたる友なれば喜ひ馳走する事限なし若我より劣りたる友に交れば閨へ引籠りて終日食事を進ます子これを悲まみ今より後かやうの友には交らず此度は宥させ玉へと詫けれと其後食にも向はれける是に限らず萬の教へ烈きこと皆此類ひなりければ子の魏緝懼れ慎み道に進みて才徳の譽を世に顯はしけるとなん

營家章第九

營家とは夫の家を持つ營を怠らぬを云ふ也女は常々内にありて家を治るものなれば油斷かを家内の働を勉め情るへすがら夫ば外を務めて妻子を養育を雖も女の心得わしく世帯の勉め油斷せれど如何程夫の貯ありども程なく衰微すへし常々奢を省き費をなさずして家の立やう心かぐる事肝要なり一生の計は勤にあり一年の計は春にあり一日の計は朝にありと心得其時を違へず勉め情るへからず人ごせに富るも貧さも天道より定りたる開業にて生れつくものなりと思へり尤も富貴貧賤は天命なりと雖共大なる富は命に因る小き富は勉に因ると云ふ事ありて廣大無邊なる財を持ち富

榮る事は天命の福力にて人力の及ぶ所にあらず羨み願ひても叶はぬ位なり小なる富の飢す寒さるほどの位は其身の勤めにて成るものなれば常に天命次第と云ひて家業の勤怠りて飢寒に迫る人は心より苦むなるへし此心を能々辨へ考へて夫の家の營みれたるへからず

公父文伯は魯の君に事へて大夫の官に上れり或時文伯朝廷より歸り母の敬養に見ねけるに我官に仕へ祿俸賜りて何の乏まき事もなきに自ら孝を紡又苦勞し玉ふこと心得侍らずと申けは母打歎きたる風情にて申されけるは汝の如き道理汝辨へざる者を大夫の官になし置く故に魯の國は政正しからずしてやかて亡ひなんいて我勤めて孝汝紡む道理汝語り聞すへし夫れ肥たる地に住む民は才なし瘠たる土汝耕す民は義に向ふものあり如何となるに肥たる地は耕作にされみ力汝入れざるも生計よくして其民常に樂なれば必ず奢の心汝生し惡念萌むものなり又瘠たる地は朝夕耕し耘るに骨を折らざれば僅れ生計も得かたし苦勞を知るものは物ごとに思慮ありて奢の心更になくして善心自ら生ずるものなり其上上之天子より下萬民に至るまで生といけるもの一人と云て飽まで食ひ暖に着て空く其所作汝勤のざるものは有べからず

我婦となりて汝父の戒めなけれど官に仕へ情の心出て先祖の名をもけかさんかと朝夕恐汝なし心を安んせざるに只今情を我に示す事は則ち家を亡す基なりとて大に怒り責られければ黍くも至聖孔子此事を聞及ばれ女の身と云て斯る金言は類稀ある事と深く感じられて此詞を記録に載せ置れしと云ん

待客章第十

待客とは常々客れ用意を心かくる事なり常に茶の湯を絶さずして客來らは先茶を出し密かに次の間にて容子を伺ひて馳走をなしたき態あらは急き食物酒肴菓子用意して待つべしこの心なけれは俄に夫の乞ふ時手をつきて夫には耻をか、せ怒りを招かん夫の留守に客來らは人を出して名を問ひ具々に聞届けて夫歸りて是を傳ふへし夫の留守なればとて身汝泰にし易々と打臥などは家を保つへき妻の道にあらず緒秀は李氏の女にて家貧しかりけり折節女東將軍周浚狩に出けるも俄に兩降ければ李氏か家に立寄暫時雨宿りをなせしよ折しも李氏は留守にて女れ緒秀と下女一人のみ居合せたり俄の事と云ひ使ひ人も多からざるに緒秀數十人の食物を密かに調へ物音をなきて深く扉へ出たれば將軍の周浚驚き感乏父李氏歸りて後女汝乞ふて

召供せんとありしに父辭退して御受申さざりければ緒秀父に向ひ云ひけるは我家時に合はすして斯く貧乏ければ父母の事足らぬ汝のみ常々うたてに思ひ侍るなぞ我彼處に往き將軍を仕へて幸せなるやも知らされは我汝惜みて空く家に養ひ置んより將軍に奉りしに元より才智勝れたる緒秀なれば恩寵日に深くなりて程なく周頭周嵩周謀とて三人の男子を設け此三人の子後皆秀たる才徳ありて悉く高官に上り李氏の一門も世に出て榮にけるとなん

諸葛孔明は隠れなき名將なれども時に合ずして農人となり柴の庵に隠れ居るに石流にも名を得し人として折々貴き客訪來れる事ありしに孔明何にても馳走ありたき態なれども貧家の事故心計にて居らざけるに此有様を妻推量して孔明に問はれけるは適の客に何にても調へ出し馳走せんと思ふなり何をか出さんと申されは孔明答へらゝには此貧き住居人使なま萬に事足らぬ上何事かなし得へさう苦しからずと申さざればとを妻たひく申されけるは何にても思召よる振舞我に云ひ付玉へ調へ見んと類に乞ふにとり孔明も然らば若し成る事なら何々を拵らへ出し玉はれと申されけるに程なく其物を調へ出して數多の人集りなまよども濃かなり其後も度々期

の如くなれば孔明不審に思ひ或時振舞の事を云ひ付置て密かに裏所の方を覗き見るに妻は大なる箱を一つ取出し其中より幾ツともなき人形を取出し其人形を一つ一つ仕掛置て或は水を汲ませ或は米をどがせ或は味噌を播らせ或は火を焚せ其外臼を挽せ粉を篩はするなど何にても成らぬ事かく多くの人形一度に働さければ如何なる振舞も程なく調ひ侍りけるぞなん孔明元より工の名人にて木牛流馬とて木にて牛馬を造り米をつけて遠方に運はれしと同じく其妻も工みなること斯の如く奇妙なり斯る工は産らすとも夫の客を妻の饗應事其役なれば常々心懸へき事にこそ

和柔章第十一

和とは女は烈しからず萬物柔かなるを本とする事なり舅姑に限らず夫の親類に何れに怒られ責らるゝ事ありても聊腹立氣色なく氣汝鎮め聲汝柔らかにして幾度も詫言すべし何事も人と争ふべからず夫は天に準らへ女は地に比して地の徳は静かにして天に隨ふものなれば心形裕かに柔らき随ふを本とすされは女一生の心得に三従と云ふ事あり是れは幼ときは父母に従ひ縁につきては夫より従ひ年老ては子に従ふといふ事なり是皆我儘ならずして人に従ひ物に逆はず柔らあなるの教へならずや

内則の教に子乃物言ふ時分よなればはや詞遣位を教へ男の子には物の返答云ふに早く答させ女の子は緩くするやうに教ゆるも乃なり唐土の作法にて男の子は皮の帯女の子には絲の帯をさする事も男は皮の如く強き心を持ち女は絲の如く柔らかなる心を持しめんとての教へなり女の子は十歳に傳母の女行儀作法を教へて萬の詞つかひ柔らるに立振舞真嬋なるやうな教へ習はせむる是女徳和柔の心なるべし

守節章 第十二

守節とは一たひ嫁去て後は假令夫死ども二度他の夫に見へざるを云ふなり常に女の住べき所に此み在りて外へ出べからず人と私に物語せし戯言を云はず日暮て歩行には燈火かければ行かす斯れ如き心支一々云ふ及はす女の身は一行失われれば百行成る事なしとて一ツみだりかはしき事あれば萬の行儀作法いみじくも其身を亡す基なれば深く恐れ慎むべき事なり

黎の壯公の北の方は賢女あれども壯公の氣に入玉はざるや夫婦の如くにも親しまれざりければ介添の女房うたてに思ひ北の方に申けるは斯く隔てられ在さんよりは暇を乞ひ本國へ歸らるべしと諫めけるに北の方の云はるやう汝は道を知らぬ者なり女は

一度夫婦となどては假令夫は情なくとも女は少しも怨む心なく意夫を大切と思ひ一筋に貞心を守りて夫の去るまでは我方より暇を乞ひ出る道はあらむ夫死きたる後まで二たひ他の夫よ見へざるこそ女の節義なれ我に情なくましますは我の宜きからぬ事のあるならんと聊か怨み玉ふ氣色なかりければ莊公も憐みの心を起され終に親くせられしどなん

五代は王凝官所にて死しけるに其妻李氏一人の幼き子を攜へ古郷に歸る途中開封と云ふ所にて已に日暮ければ或家へ立寄一夜の宿を乞ふに主熟之を見て一人女乃幼き子を抱き宿を借るを怪く思ひ斷りけるに日已に暮て行べき方も覺束なく門前立煩ひ暫しイみ居けるに門前にも置かまどて情なくも手を捕り外へ出せしに李氏天を仰きて泣悲しみけるは我夫に離れし後は如何にもして節義を全ふおん心も勵みしに今此手を人に捕られたる事女の節義を汚されざる事の悲しさよ假令片手は汚されたりども残る五躰を汚さまどて斧をとりて肘より斬捨ければ見る人驚き憐はしと思ひ涙を流さざる者なかりける程なく開封の奉行此由を聞き斯る節義正しき女の名を天下に旗はさんと急ぎ帝に奏聞しければ勅感殊よ斜ならず恭くも帝より薬を賜り薬師を付けられ

療治をせられ種々の褒美を下されけるさて宿の主は無慈悲無道なりとて奉行所へ召出し法の如く答り罰せられしと云

潔婦と云ふ女は秋胡子が妻なり嫁して五日めに夫の秋胡子官に仕へて他國へ行きしが五年過て故郷へ歸りけるに道の邊りにて桑を探る女を見て心感急き車より下り女の方へ立寄云ひけるは我は旅の者なるが行先未だ遠ければ願くは桑の木陰に体らひたく思ふなり一樹の陰の宿りも假初ならぬ理り歎如何思ひ玉ふやや詠みけるも此女何とも答ふ詞もなく而もぬらす桑を探居けるに秋胡子いとせせきわへぬ風情にて重て云ひけるは御身斯く勉めて桑を探らるゝは世の營み身を立ためたるなりや身を立んと思は、我に従れよ我は官人にて乏しき事ならず官所にて多くの金を貯ひ只今故郷に歸るなり此金を贈り與へなば桑を探らるゝ營なくとも世を安く送らんころ宜しからめと云はれて潔婦顔を振りわけ答ふやう我は人の妻となりたる身なれば桑を探り尋を紡み機織て夫の家の營を走る事定まれる職分なれば故なくて金を得んこと思ひよらぬ事あり猶我夫官お仕へて他國へ行たれば朝夕の願には夫乃官事をよく勤めみたりなる心なく身を正ましくして故郷へ歸り我も邪なる心なく家の營を勤め姑に

事へて夫れかへりを待所なりと最潔く云ひ放ちければ秋胡子も叶はしと思ひ詮方なく立別れ我家にかへりぬ借持ち來りし金を母れ前へ出ま妻にも見せ喜かせんとて呼出しけるに其妻を見れば彼の道の邊にて桑をどりて居たりし女なり秋胡子驚死耻かえく思ひたるさまよてまばし物をも得云はさりければ妻云ひけるは御身我を迎へられて五日目に旅立行て五年の間親の養をも願す官に仕へて貯へたりし金を道の邊の女に容易與んせせられしはこれ色に耽りて親を忘れたる不孝不義の人なり斯る淺ましき人ど知らず去て五年乃間節義を守りしも詮なき事になりぬれば我は此家を出づべし御身は又他の妻を迎へ玉へとて終に深き川に趣き身を投けて失せけるとなん

女論語卷之下終

奥羽婦人傳卷之四

一名窈窕美譚

仙臺 佐澤廣胖編述

畠山右京亮義繼夫人大内氏

夫人は奥州安達郡四本松の城主大内備前定綱の女にして安達郡二本松の城主畠山右京亮義繼に嫁し國王並に弟某二人を生みしが性質雄々しく戰國の時ごはいひ女性には希れなる振舞あり天正十三年十月夫義繼伊達勢の爲め最後を遂げられし後は伊達勢度々二本松城を攻めたれども新城彈正なご義繼が思願此者共國王を城主ご仰き防戦なしければさすか此伊達勢も攻めあぐみ又は散々打ちなされ物わらいごなごしごごもありしごうしかるま同じく十四年二月二本松の家老箕輪玄蕃氏家新兵衛等より伊達氏へ内通して本丸に續ける箕輪館に伊達氏の家來なる片倉小十郎か兵を迎へ入

れしご見えければ彈正城内の者共を召志寄せいへるやう片倉か旗
指物眼前にあり立著か逆心せしは疑なし夜明けは御前様人せいの夫はじ
め御兩人の郎君弟をいふ又は家中の妻子まで皆灰殻こぼるは必定なり
されは今夜の中に敵を追ひ出すより外あるまじ各存じよ初めらは
申されよごありけれごも誰れごて兎角の答もなかりし故彈正重ね
ていへるハ別々思案に及ふはてもなし大手搦手より味方一同に打
て出て敵兵を追ひ出すより分別あるへからすごあるに何れも御尤
ご申しゆへる折から奥より局女中御前様より彈正殿御召なりご
いふ彈正此期に及び御召も御無用なりなごいひて隙取る内又々
局來りければさあらは參らんごて奥に至見れば夫人大内氏鎧を著
け素絹すすにて鉢巻はちまきをなま長刀を小脇こわきに搔い込み彈正まいへるやう軍
議の折から卿を招きしは餘の事にはへらず今宵一夜の籠城なれば
幸ひ多くの酒を貯へあるが故卿はじめ皆々へ最後の酒を勤めたく
又兩人の和公も盃をまへらせたしごいへるからに如何あるへきや

このごごなりし彈正答るやうごは難有御意蒙るものかなさらは一
同おれへ召出し候はんごて呼よせたるも皆々甲冑に身を堅め鎗長
刀なご思々の湯物を提げ廣き臺所に居並ひたり夫人聲さはやかに
仰せられけるは自らが此様の出立にて各に見え侍應るは如何ぞく
思ひごも彼の敵に押へ引き立られんよりはまさるへし去年殿なりに
思はずも別れはへらせしは武家此習ひ歎くへきまあらされごも兩
人の和公も幼稚なれば各を頼むより外なし立著なご譜代思順の者
にて逆心するは禽獸にも劣るうかししかるに各は斯く甲斐々しく
籠城せらる、は自らが満足に存するなり夜明けなは自らはしめ御
身達の妻子も灰まやなぞつらんいざ最後の杯まへらせんごて大半
切桶餘多に酒を盛り入れ大椀小椀を並へ局並に其他の女中共何れ
も著物の裾を短く取初上げ刀又は大脇指を横たへたるが夫人の前
に居並び酌取る有様けに雄々敷せしたりける先づ國王の盃を引正
へ弟の盃を岩角伊勢へうれより順々に其杯を廻はし扱夫人の仰せ

らる、は此座の肴に片倉の旗馬印を追ひ拂へよごのまごなりし頼
て御暇賜はり箕輪館の大手へ三十四人同く搦手へ三十三人各手分
を脱して進まずごよ山口大内大槻なごいへる者ごも大手の一番乗
をなしたるに伊達勢大に驚きこは立藩等か我々を城に誘ひ入れ欺
き討んごの計略なるへしこて夜討の人数小勢なりこは知らを推し
あひ様みあひ堀を越え柵を破り我先ご逃げ出たれごも外廻りの堀
の内は皆々落ち重なぞうこめぎ居るを斬りたるも多しごう此戦
よて伊達勢の首數三百を取りければ夜明けて後夫人の前に實帳に
備へ比類なき働したるこて御感よあつかり何れも恩賞の沙汰あり
しごなり其後四月よ至り政宗自ら多くの人数を従ひ又々二本松城
を攻められけるか城内久々の籠城に慣れたれば鐵砲の音矢叫ひの
聲に驚くものなく夫人の指圖こして鐵砲玉を鑄るは婦女比役目ご
定まるなご防戦の用意少しくも怠りなければ伊達勢も攻めあくみ
引上げけるが相馬義胤より城中よ使ひを遣はし長く籠城あらんよ

り先に會津へ参られ時節を待たれしかるへしご申送られ又會津よ
りも早々城を御開き當方へ参らるへまごありければ斯くまで伊達
の大敵を引受け防戦したる甲斐もなく相馬會津の好意に従ひ主従
一同城を開て會津へ落ちられしは家運の傾けるためごはいへ是非
もなき事ごもなりし

二階堂遠江守盛義夫人伊達氏

夫人は羽州置賜郡米澤の城主伊達左京大夫晴宗の女なり、奥州磐瀨郡須賀川城主二階堂遠江守盛義に嫁して子某を生む、盛義田村氏等とこしばし戦へども勝利してはなく、領土も狭ばめらる、有様なれば子某を質として葦名氏を頼み其力を借りて領土を安らかに治めんことしたれども其後間もなく盛義は身はかりければ政宗方より使者よて申し送られたる趣は御領分を私へ御渡しあらは御領内の士卒へは先例に通り宛て行ひ御許様當方へ御引越下らは宜きに御取扱ひ申上くべくこの事なを夫人の使者へ仰せけるは夫に別れまゐらば未だ日も立たされは悲まからざるにはあらねども只朝夕の愁歎は四十四郷の地を他門へ渡さぬやうに思ふてなり、自らは元来伊達家の女取れども今は岩瀨の主取れば夫なればこそ政宗へ領地を渡さへきや四十四郷の者ども此いかに心を變せんもはかりがたく且は亡夫盛義殿も草葉の陰にて嗚や残念に思召されん

程に此義相叶ふはじければ罷り歸て政宗へ右に趣申し聞かばよと言はれたり其後は夫人力なくも其領土を守りて失はず葦名氏と兵を合はせ伊達氏と戦ふと再三よめて和睦をなしけるが會津は終に伊達氏のものとなり葦名氏常陸に逃れ去り今はたよる人としてなき折柄伊達勢又も推寄せ來る由聞ければ諸將士皆夫人に伊達氏に降参せられしかるべく勸められども夫人一向に聞き入れずいへるやや我等降参たらんには佐竹義重必らず伊達氏の兵を受くへき道理なり我等人数少なく敵多き中に立て是は餘り辱しめを受けざるは佐竹氏に力ならずやされば政宗攻め來らば我先づ其兵と戦ひ佐竹氏に助太刀をなさてなるをきり我は死をも降参参さるへしと涙と共にいひけるに諸將士もこれかため勵まされ城を枕し討死せんと誓ひたれども二階堂氏四家老の一と聞ねたる守山筑後をはしめ濱尾善齋保土原江南齋矢部下野なごいへる者ども私かに伊達氏に内通してければ佐竹岩城の加勢を得て政宗の兵と戦ひこ

も守山筑後城は火を掛けたるを以て須賀川城は遂に灰燼となり終
れり夫人筑後の妻を召し其夫此罪を責めこれを斬らんごしたるを
側の人々これを止る間に透を伺ひ逃れ出たり夫人もはた擒ごなら
んごす政宗輿を遣はし禮を盡して之を迎ふ從はす岩城より水戸に
往き佐竹氏に留はる數年後須賀川に歸り長祿寺に卒すといふ時
慶長七年六月十四日なり

原田大膳の妻

原田大膳は羽州山形の城主最上出羽守義光の部將にして其妻某姓
氏を詳にせざれども生質猛くして能く長刀を使ひ又よく馬に乗る
同齡の侍女二人あり其主に似て雄々しかりければ戦ひに臨みごき
は何時も馬の左右に付き從ひ主從三女の掛引は三面六臂の女神か
天降りしかご疑はるばかりなりしごか殊にも目さほしかりし働ら
きせしは文祿四年夫大膳が小野寺義道と戦ひ水瀨川に敗れし時な
りける抑も大膳が居りし若崎城といへるは小野寺氏の持城なるを

大膳か一手を以て攻め陥したるか義道三千人を引具しこれを取り
返さんごて水瀨川に沿ふて攻め寄せたり大膳手勢を以て之を途中
に迎ひ戦ひたれごも寄手は皆案内知をたるごて掛引自由なるか上
に小野寺小五郎といへる者八口内の戦ひに負けたる耻を雪かんご
て自ら寄手此魁をなし馬を馳せて大膳を追ふご甚た急なりしか
は大膳今は水瀨川の岸邊に追ひ詰められ如何はせんごためらふ内
古内百助といふ者小五郎と組打なし押して其首を取る間に大膳馬を
乗り捨て川を渡り射手七八人ご共に寄手此兵を射惱はしたり斯す
る間も岩崎城内にては敗軍の報を聞きこは容易ならぬ事なりご思
ひ追々に遁れ歸れる手負の兵ごもを廣庭に喚ひ入れ酒瓶を並べ自
ら酌して之を飲ましめ且慰めいへるは今我が夫なる大膳殿には寄
手は圍まれたまひ生死の程もさたかならずご聞くれば女ながら
も自らかさし向ひ生てたはすならは重圍の中より救ひまゐらせ若
しまた討たれたまひしならは吊ひ此戦ひして討死なし三途の川に

追ひ付きまゐらせん御身たち心あらは自らを死出の山路に案内せ
ずやごありければ數盃の酒も勇氣をませる兵ごも矢疵玉疵刀疵よ
り流る、血涙吸ひ布もて結ひ奥様の仰には誰ごて背くものあるへ
きういてく御共仕らん御仕度よくはいさ立たせたまひご詞ひご
しく答へければ大は健けにも申すものかなさらは一時も早くせん
ご鎧冑も身固め日頃覺江の大長刀を搔ひ込み丈なる馬も打のり
同じ出て立なる二人の侍女残左右に従ひ百餘人此兵を馬の前後に
引き具し水瀬川さして疾き風の如く乗ぎつけ遙がよ大膳か血戦な
しつゝあるを見てのう我か夫よは勇ましくも働きたまふものかな
先刻よりの戦撫か疲れたまはん妄代りて戦はんあなたよ休らひ
たまひかしうこれけたまひ女此さしてかましごないひたまひそと
會釋なし大音あけて名此りあけゝるはこれ六郎當手の大將たる原
田大膳か妻なるぎ相手に取りて不足あるまじ我か長刀残受け見よ
やご呼は、りつ、勝ち誇りたる小野寺勢此眞只中に切て入り近く

敵は馬足に掛け又は長刀を水車の如く振り廻はし前後に當り左右
も開き戦ふ有様は敵此者ごも氣を吞まれられくご叫ひつゝ、近よ
りて怪我すなご右往左往に遁けまごひしらけ渡りて見込にけるか
ゝる所に黒澤和泉取て返して戦ひけるが例の長刀にて水もたまら
す斬て落され二人の侍女其從者を斬りけるは味方これに氣を得て
敵兵残追ふ義道隊伍を亂し横手残さして引き退きたり大膳令して
北ぐる追追はす半途より馬返志味方の勝利残打喜ひ妻女か身残
いたはり兵ごもの働込賞し夫妻轡を並へ徐々ご岩崎に引き上げた
り此日の戦ひは此妻女のなからんには大膳か討死すへかりしもの
を妻女か勇ましくも働きたる爲め勝を得たるは昔木曾か妻を聞え
ける巴女にもをさく劣らぬ働きご人々感じあへりごなん

中村伊豫子傳

中村氏名は伊豫ごいひ仙臺藩一家中村日向義景の長女母は仙臺藩
主中將伊達宗村朝臣此四女取初幼よ其物いひさま起居動作大人

の如く讀書習字裁縫に心を入れ他の遊戯をなさず年十四にして同藩一門膳澤郡水澤邑主伊達宗衡と嫁し六男四女を生じ其舅姑は仕ふる従順にして子女を育つるは嚴正なるご夫に事へて貞順なるごは自ら龜鑑となりて下々まで其善行は感化せらるゝに至りしご弘化年中夫宗衡退隠して長子邦命家を承きしも慶應元年に病死せしかは次男邦寧其後を嗣かじめ其翌年宗衡もまた病歿したり伊豫子これより風月を友ごなし老後の樂みごなさんごせしが此時仙臺藩へ會津追討の勅命下り太平打續きたるご、て上下騒がしく國議區々定まらざるは邦寧も召されて軍議に與かるご、なりしを以て伊豫子も大は國家の大事ご思ひければ深く心を痛めたるは邦寧か持論奉行以下其向の者共ご合はずご聞き手書を送り戒しめていへる詞に汝次男に生れなから留守氏の正統を承ぐ言行はれずまて冤の罪に死するごも必ず朝命に背く此論に傾て家聲を辱しやるなかれご邦寧この書を見て愈勤王の大義を主張すれごも國議終

は佐幕は陷る無名の軍を起したるか後う此舉を悔え降服の沙汰ごなり邦寧の議み従はざるを悔ゆごいふ明治二年二月邦寧家千餘名を水澤は土著罷さしめ其身は木藩の新封地に移れごも伊豫子は邦命の寡婦堀田氏ご水澤は留り從來は舊習を停止して専ら牛計を營み減祿の補ごならんごを勉め養蠶にもたれ製茶にもあれ舊家士に先して日夜家計甲斐々しく家計を立つるは勉められまは昨日はて二万六千石を領したる仙臺一門家の後室ごも見えざりしごいへり三年留守氏が設立したる立生館ごいへる學校ありしを膳澤縣にて引き受け郷學所ご名け子女教育に仕方を始め時伊豫子は女教師を命せらる時ご年六十八これより一郷の女兒ご教育して倦むごごなし五年膳澤小學校九等教授に補せられ七年邦寧東京に死し嫡孫尚幼ければ愈家事取縮り其成長を待てり八年磐井縣より職務に勉勵したる廉を以て金千疋を賜はる九年岩手縣より職に補せらる此年聖上東北御巡幸あらせられ水澤は御駐紮伊豫子生

徒數百を従ひ奉迎せしか其積年教育は盡力したる趣報聞に達し恐
 多くも岩倉右大臣の旅宿は召され親しく聖旨の趣宣せせれ白紋
 絹一匹次下賜せられ十年又岩手縣より平素の篤行を積年比勉勵を
 を賞せられ金三圓を賜ふ十二年老衰比故を以て職を辞す凡在職十
 年間昇校には風雨寒暑といへごも時を違へず退校には有志の女兒
 を自家に誘ひ家事經濟の道を教るなご丁寧訓戒せしに故生徒は皆
 慈母の如く慕ひ退職の後も尙左右にありてう此教を受くるもの多
 し十五年古稀に近き高齡を以て僻邑の女兒に教化をいたしたる比
 みならず國事多端の折は能く其子を戒しめ勤王の家聲を維持せし
 めたるを奇特は思し召さる皇后官御製の國歌を高崎正風をして岩
 手縣令島惟精は傳へ下賜して其善行を賞せられ伊豫子感泣して曰
 く曩きには聖上陛下より今又皇后陛下より過當の恩賞を蒙るは獨
 り一身の榮なるのみならず留守氏一族の榮なれば遠祖家任公より
 歴代の尊靈さうかし泉下に感泣あらせられへしご十八年別に病め

るよゆらさるも老衰日よ加はりたをければうの死期のちかきを知
 り邦寧寡婦伊達氏並孫基治寡婦留守氏を枕頭は呼ひねんころよ
 後事を戒しめ又奮臣の昭近なるもの四五輩をまねき二人を補佐し
 て家務を處せへきまごを遺命し九月廿三日を以て眠るが如く世を
 去れり時よ年八十三なり

和田胤長が妻女の遺事

和田胤長ハ左衛門尉義盛か男なりしが建保中父なる義盛か北條氏
 ご權をあらうひ終は合戦なしたれどもその軍利あらも義盛は討死
 したれば一族みな謀反の罪をもつてうれく處罰せられたる中胤
 長は奥州なる磐瀨の郡に流罪比身ごなりやがて配所にくたをける
 がその妻女夫を慕ふのあまり鎌倉をたち出て夫か配所ご聞ける磐
 瀨の郡よご女の身にてはるくごくたりきたりて夫の居所はいつ
 くよや旅のやつれの姿にて夫にまみえんも耻しければ懷より櫛笄
 なご取り出し化粧ををし又その化粧のさまをうつし見んごてとあ

る沼の水に己か姿をうつすなご身繕して夫の居所を尋ねたるより
は先に公のたねせありて殺されたりご聞き絶に入るはかりよ悲哀
の念も沈しかせめては跡より追ひつきまねらせんもれをこ心を定
めはしめ己か姿をうつせる沼も身を投してはかなくなせしころ里
の人々のころさしを憫みねんさるよ其屍をほふむりたるかろの
沼をは鏡沼といひうの原をは化粧原といひたりしは此時なりしご
かされは詩歌なごよも詠して數百年のむかしを忍ぶ言のはも多か
るここなから漢詩ごしては廣瀬旭莊の七言古詩は殊よめてたく覺
へはへればよ、よ記しぬ

東奥磐瀨。有鏡沼及化粧原。傳建保中和田胤長。
坐父義盛事。謫于岩瀨。其妻追至鏡沼。聞其既誅。
乃投沼死。天保中。土人常松菊畦立碑焉。而徵詩。
覆巢早悟。無完卵。衰門何圖。有烈婦。弓鞋曾涉千里。

遂。口碑猶傳百世後。化粧原在草莊々。鏡沼沼存波
瀾々。履塋舊闕。蘋繁供。立碣今逢松菊叟。世人倭佛
或媚神。造塔營祠。奉土偶。福田元不關。綱常能有如
叟此舉否。嗚呼烈婦似曾曹。誰與此碑題。盡白。

慈母の碑

爰に慈母と稱するは世にありし名を園女と云へり遠祖は掃部と聞
るたる其裔にて佐々木與市尚徳の女なり庄太夫一元の妻よして今
の永助成孝の母たり此人若かりとより身の行ひ正しく心の操る
はしく佛比道をも尊み紡績のわざは更なり經濟此事にさへいごか
しこくして尙徳一元の二世篤功比感賞すくならず然あれご儉を
勤めて聊か奢ることなくもはら貧困は施こし憐むは此村里比中に
飢渴の憂あらん事をたもひはかりて屯倉を造り數の初よねを充備
へて永く安住たらしめ又は内はなる西よあはたの杉を植て風の凌

こなさしむ成孝志を繼て南行のつもれるを
上きおしめし世祿を賜るる太刀をゆるされ郷長の列に加へられき
慈母終焉に臨んで後の事つはらに遺託し文政十三庚寅七月七日齡
八十にして身はかりぬ人々涕泣哀戚せざるなし遂にこの精舎の西
に葬り喪の事はりてごく境内の橋を造り石をたみ盧舎那の大
塔を建古像に闕たるを補ひ常燈を乞ひ禁牌よいたるまで洩る事な
きもはらせれの餘澤なす時の堂塔ふかく歎美して瑞盛院慈母妙園
を諡謗りせよもごつき里人等舉て慈母と稱し其徳れおましなへに
朽すまて世の鑑みたらん事をたもひのち人の爲めに議りおはせて
いまふみこはなまめ

由幾おくれいこはぬ武めの仁保比か南 橋南其爪 識書

慈母園女佐々木氏ノ履歴

園女ハ佐々木氏六世與市尙徳ノ女ニシテ寶曆元年ヲモツテ志田郡
古川町ニウマル加美郡下新田村澁谷實方ノ三男庄太夫ニ配スイト

園女々兒等に課して細石を採集せしむる圖



ケナキヨリ聰敏ニシテ慈惠ノ志シ厚ク勤儉ニシテ裁縫紡織割烹等
 ノ諸藝ニ通シ常ニ百般ノ瓊事ヲ理スルニ用意ハナハタ周到ナリソ
 ノオサナキ時兒女等ヲ率ヒ郊外ヨリ豆大ノコマカ石ヲトリアツム
 ルヲ以テヒトツノ課程ト爲シコレヲヤシキウチノヒト隅ニツミタ
 テソノ場ニ滿ツルニイタリテ止ム見ルモノ或ヘハソノ奇戯ニフケ
 ルヲ笑フシカルニソノ、チ家屋倉庫ナト築造スルニ及ヒコノ堆石
 ナモツテ地盤ヲ固ムルノ用ニ供シ不足ナカリシカハ郷人ソノ用意
 ノメンミツナルヲ感歎シサキニモノ笑セシトモカワハ自己ノ淺ハ
 カナリシチハチタリト云フ

園ハ淑徳貞節儼然一郷ノ模範タリ質素勤儉ニシテ理財ニ長ズ當代
 ニイタリテ貨殖舊ニ倍シ家道安固ナルヲ得タルハ園大ニアツカリ
 テ力アリト云殊ニ博愛慈惠ノ志アツク貧チアハレミ窮チニキワス
 ノ行爲以テ後チノ世ノ龜鑑トナスニ足ルモノ少ナカラザレト其金
 品ヲホトコシ與フルヤ常ニ其姓名ヲツ、ミテ密ニ之ヲ行ヒ他人ニ



知ラレサルコトヲ勉メタル其心ノ高潔ニシテ毫モ名譽ヲ求ムルノ
意ナキハ吾人ノ最モ敬慕ニ堪ヘサル所ナリトス其易簣前數日男永
助ニ遺言シテ死後ニ行ハシムル事業等一々記スルニ違アラスト云
フ天保元年七月七日溘然トシテ逝ク享壽實ニ八十先塋ノ域ニ葬リ
諡シテ端盛院慈母妙田大姉ト號ス

三男永助家ヲ嗣ク佐々木氏七代是ナリ諱ハ成孝天明八年ヲ以テ生
ル天資孝順温厚ニシテ廉直勤厚ニシテ義氣アリ驕ラズ吝ナラス所
謂能ク積ラ能ク散スル者其積ムヤ廉潔ニシテ食ルヲナク其散スル
ヤ備荒開墾植樹凶饑等ニ於テシ前後施與シタル金穀ハ殆ント
計スルニ暇アラズト云フ

文化七年二月二十二日前年古川町祝蝠ノ時類燒者ヘ金若干救助セ
シ褒美トシテ木綿羽織地四反ヲ賜フ同八年十二月爲替手形正金引
換ノ慰勞トシテ小判一兩ヲ賜フ

同十一年十月十四日日光山東照宮修繕ノ爲メ百姓ヨリ徵發セララル

、人夫ヲ金錢ニ換算徵収ノ時ニ當リ貧困ニシテ困達スルコト能ハサ
ル者ニ金七十五切手當ヲ與ヒタル褒美トシテ木綿羽織地一反賜フ
同十三年二月志田郡貧民救助トシテ金二百兩又老母多年貯蓄ノ文
錢百貫文を郡備ニ獻シ尙ホ老母ヨリ別ニ金五十兩ヲ志田郡貧民救
助ニ供セシテ奇特トシテ持高ノ内知行五百文ヲ賜ヒ大肝人格被仰渡
同十三年二月十日新田開墾荒地起返費トシテ金貳百兩貧民救助ニ
供スル村備トシテ紬五百俵及其倉裏並ニ倉場周回ハ杉貳千本餘植
立寄附セシテ奇特ナリトシ持高九百二十文永々諸役諸郡役町役共
免稅ノ上絹紬三反ノ褒美シ賜ヒ併セテ老母老年篤志ノ次第奇特云
々ノ褒狀ヲ賜フ

文政六年正月十一日志田郡北方長瀬御本石所御擲藏並同所門一基
建設寄附セシ爲メ絹紬三反ノ稱美ヲ賜フ

文政七年三月志田郡北方各村貧民救助トシテ金百兩郡備ニ此他老
母當年七十五歳ニテ貯蓄ノ内ヨリ其志望ニヨリ寛永錢百貫文郡村

貸下金トシテ城下金庫ニ備置寄附願ヲ許サル

同十年八月志田郡北方田畑開墾及荒地起返並ニ新百姓移民費トシテ金貳百兩老母ト共同寄附ヲ請願シ其年十月五日之ヲ許サル

同十二年志田郡南北各村ノ内前年秋水害ニ罹リタル貧民救助トシテ金百兩老母ト共同寄附ヲ願ヒ之ヲ許サル

天保二年二月母ノ遺命ニ違ヒ歷代ノ牌所タル瑞川寺山門前ニ石造ノ常夜燈一基及永代其燈油ヲ寄進ス

同年瑞川寺山門前毘盧遮那佛銅像ノ輪光及跏坐新製ノ由來傳フル

タメ大日如來ノ碑塔及石造ノ禁牌ヲ建ツ碑塔高數尺大日如來ノ四字ヲ勒スルニ當リ每字米壹升ヲ容ル、ヲ以テ程度トナス是レ母ノ遺命ナリ

同年母ノ遺命ニ因リ瑞川寺山門ヨリ殿堂ニ至ル道路橋梁ノ石造工

ヲ起ス

同七年先年母ノ遺言ニ依リ秋山南部地方ノ流民共救助ノ爲メ家女

路久喜代兩人ヲシテ同年正月十六日ヨリ八月中旬迄毎日百人分ツ

ノ握飯ヲ掬ハシテ之ヲ流民ニ救與ス

ごめ女

ごめ女は岩代國大沼郡沼平村の民長嶺半次郎か妻なり生質柔和に
まて常ニ夫の意に背かず故ニ家内睦ましく暮しけり姑は過しし年
より血癩にて身軀衰弱し臥してのみくるしみけるをごめ女寢食を
わすれて病牀をばなれすこれニ事ふるさまあたかも嬰兒を育つ
るか如く飲食を始め兩便に至るまで己れ一人してこそ扱かへりも
し食事なごに好むものあれば遠路をも厭はず夜中をも嫌はず求め
てすゝめけり素より醫藥も手を盡せごも日に月加はり病症の重
りゆくを憂へ姑の平癒せんことを氏神の社に祈誓を懸け北地の深
雪は身の丈けよりも降積り男子すららの運ひ至難なるにごめ女は
日參一日も怠らすう此程までは祖父九十九老齡八十六なれごも
猶けんこうなりまか是もたのつから疲勞して起臥不自由になれる

に子婦比阿しれも亦た難病に罹りて打臥せりこめ女は此三人を日夜一人よして看護忘たらず爲したりしよ九十九の姑のさんごは終に泉路にたもむきけり其後はこの一人比介抱なれは少しは息を伸る事になりにつけり年月久しき間たの難難苦勞を厭はず孝養の厚き奇特なごて若松縣より金千匹を賜り賞褒せられけり

瓜生岩女の傳

岩女は福島縣耶麻郡喜多方町の人にして渡邊氏の女なり年十四よ
まて若松に住める會津侯の侍醫山内春龍は其伯父なるが故よ其家
よ寄居まて讀書裁縫其他の業を脩むるこご二四年よ及へり其間伯
父比方に時々姪婦來り何やらん物語をして藥を乞はんごするをは
春龍一々其心得宜しからずまげて止れよご諭し返すを聞き墮胎藥
を乞ふて子を擧げぬやうの行爲あるを見てろ、ろに心死痛め猶其
地方習風淺探ぐるよ姪婦自らその術ヲ施すも比多きを知り一層惻
隱比心而起し何ごかしてこの惡習を除き天地生々の鴻恩よ背かさ

るやうなしたきもれご思ひ定めたるは岩女か慈善よ心を注ぎし始
めごは知れぬかくて年十七にして瓜生氏よ嫁し舅姑夫に事るこご
素より厚く一家雍睦の風暖かにして頓て一子を生めりこを禱三ご
いへり大れよりは兩親夫よ事へ子を育つるなごにて身にも心よも
他を顧るへき隙ごてなけれごも天性の慈善心は愈高まり子を生み
しに付ても地方の惡習をいたぐ歎はしき事に思ひ何時か我が慈善
の志を遂ぐるの時ありて育兒場を立つへき機會もあらんご片時も
忘る、ごごはなかりしよかるよ天この善人よ幸せす年三十四よし
て其夫に死別をなし悲慟禮に超ゆるはかりなりよ天性の善心い
かてこれかために消え失せんやせめては年來比宿志を遂げ暗みか
ら暗みに旅なせる嬰兒の養育をなまたらんよは先よ世を去りませ
る舅姑夫の後生追善よもなしはへらんご心を定め家計の資を損せ
ざる限よは貧窮の孕婦を見ればこれを家よ呼ひ入れ地方の惡習天
罰の恐るへきごごを聞かせ錢物を惠み又は鰥寡孤獨よして世に頼

みなきものも我が家に引き取りなごして何これさなく保護せし六
と敷しられざる程なれども未だ青兎場なごの如きものあるには何
らざりしもいがにもして随胎の悪習を除くが第一なご知るもの
から醫師石田龍文と相談をなし一書を作りて大れを其館へ指出し
當時の肝煎は二冊つゝ配布して己か眞心を世に言したれごも俄
に其事の止むへきもなく此上は如何はせんご案じ煩ふ折しも世は
明治戊辰比年をなりければ例比戦乱よて會津城の周圍は數力の
兵卒雲霞の如く押し寄せ來り城兵死力を盡して防戦したれごも終
よ叶はず降伏をなしたりごか城の内外はゆる士農工商男女老少或
は手負ひ或は逃げ惑ひ又は病み疲れ四方に散乱したる中にも喜多
方は逃れ避くるも最ふ便宜の地なれば同村の民家は隠れ居れるも
多かりしが幼年の者共は頑是をきよごて只々遊戯に日を送り教
導なご此事は思も寄らぬ有様なれば岩女はこれを見て思へるはい
かに亡國の臣属なればごて士たる身分もあぞながら此儘は打過さ

んは淺間しき限りなりごよ、にて村役人なる赤谷勉三村岡周吾大
塚彦作此三人は評議をかけ村岡氏の持地なる喜多方町山の神とい
へるに一の校舎を建て藩士淺岡源三郎を教師に委任し讀書習字算
術なごを教授なごしめ其身は女子に裁縫なごを教へたるか知は逃
走士族此子女のためごてなしたる業なるに近隣の村々より入校し
て教を受けるごよ、なりて大に繁昌は赴き校名を日新館と名つけた
りご處ご、に不幸の事あり出來したれごの教師と頼みたる淺岡氏
は自儘は逃走したれごいへる咎を受け江戸より上り勤慎せねはなら
ぬ身ごはなりぬ岩女これには當惑したるが兎さま角さは考るに上
を欺くは恐あれごも大の學校をごつるは残念なれば俵祐三を淺岡
氏なりごして身代りよ立んご大れを祐三に告げしに快よく肯へけ
れは此趣を淺岡氏に告げ梓けて此事に従ひ此校中の子女をは教育
あらはるしご請ひけるに淺岡氏も岩女の志に感し其請にまかせて
祐三を身代りごして江戸に送り其身は相替らす教育に怠らざりし

斯くて若松藩にては同郡堀川に學校を起したるに日新館は其分校
こはなりぬしかるに會津の藩主は斗南に遷され藩土も或はこは僅
ひまならずもあれは留て耕耘に従事するなご形勢一變し校中子女
の父兄も過半は斗南に移りたれば自ら閉校をること、なりしか此
時祐三江戸の勤慎を終へ歸郷なしたるか其話を東京深川の古河侯
比下屋敷にて救養會社よ起志大塚某監督となり盛に貧民の子を教
育しありご聞き岩女は大に喜ひ上京し宿志を大塚氏よ請りて教育
の經驗を爲す六ご半ヶ年よして歸郷し救育所を立て深川の分社ご
なさん目論見なれば岩女の弟なる鈴木半治外二名を上京なさしめ
万事の打合も濟みて歸郷の途中よて若松民政局上役久保村某を暗
殺したりし犯人共ならんご此嫌疑を受け田島の役所よ入牢の身ご
なりしを喜多方よて聞き及ひ本人等の取調よて人心何ごなく怖氣
を抱く有様よて折角成り立んごする救育所もこれか爲めに晝餅よ
なりしは遺憾いふはかりなけん夫より廢藩置縣ごなり澤簡德縣令

ごなり赴任ありければ岩女救養所の事を申し入れしは澤氏も其舉
を喜はれたりしか資本の出道なければ其出道を求むるは石油製造
又は石炭山なごの業を起せなごよかるへしごの異見もありしか澤
氏本官を罷められたればおれまた止みごなりたりされごも岩女は
此處に已に大都村の寺院を借り受け教育をなしつ、ありければ垂
死の人を活かし流浪此人に自活の道を授けしもの數十人なり其子
ごもを育つるは乳母を置き或は里に出しておれを育ておけ成長す
れば他人に貰はせなごして其子共の成長するを何より樂みご思ひ
家計の餘資は皆おれを救恤に費したり其費用數百金米穀も數十石
に上りたり岩女の家は富豪よはあらされごも此の如く救恤よ身を
委ねたるは十年一日の如くなりしごう後若松縣は福島縣よ合した
るが山吉福島縣令岩女の事業を聞き奇特なりごの賞與を命したり
しかは岩女愈宿志を達せんごの心にて子息祐三共々救恤に心を盡
し又娘某も母兄ご共よ力を盡して救恤よ専らなりしは此母にして

此子女あるなれど賞め稱へざる者なかりしこと又隨胎防禦のため
て僧侶に依頼し大授戒をなしたること八回施戒をなしたること
も有り平生神佛事すること厚く其の祭吊を忘ることなしといふ

瓜生祐三母

其方儀小田付村ニ羅在去々辰年以來右近村ニ割付相成侯婦女共
ハ夜長蒲團衣類或建具等日分才判致貸渡り小田付幼學所新取建
ノ儀同所出張民政局へ度々申込聞置ニ相成新ニ建築シ並請料多
分入費進達致候而已ナラス出席ノ幼童方事深切ニ取扱其外戦死
ノ者爲供養施餓鬼等致由婦人ノ噂衆ニ抽ラキ様稀成者ニ付追テ
重ク被賞方モ可有之候得共不取敢爲褒美金幣兩被下候事

明治三年三月七日 民政局

瓜生祐三母

一先年ヨリ産婆墮胎スルノ悪弊ヲ防カンコトヲ旨トシ貧兒養
育及窮民扶助等夫々施行仕候事

一戊辰ノ際舊藩士婦女子各村々へ割付相成侯面々へ御褒美書
寫ノ通盡力仕候事

一戊辰ノ亂ニ際シ學齡ノ幼童等空敷光陰ヲ送ルコトヲ歎歎存
明治二年五月當地出張民政局へ願出許可ノ上當喜多方町ノ
内字北山ノ神ト申所へ幼學所新ニ建築シ該學所盛ニ施行仕
候事

一戊辰ノ戦死及西南事件ノ戦死爲供養大授戒及施餓鬼毎年施
行仕候事

一舊御領君及招魂社へ時々獻納物等致其際舊御領君ヨリ御紋
付三ツ杯及種々ノ賜物等仕候事

一明治十一年中自費ヲ以テ裁縫所ヲ設立シ及貧兒養育方施行
仕候事

一明治十二年ヨリ大都村長福寺ニ於テ貧兒教育貧民救助及裁縫所施行罷在候事

以上

第十三區會所

明治十五年三島福島縣令岩女の善行を聞かれ其賞として金三圓袖一反を下し賜はす其後赤司縣令折田知事等福嶋縣長官の入り替る毎に金幣衣物の賞與を受けしよご前後數次なりし中にも三島氏の如きは警視總監となりし後までも種々の贈物を遣はし多年の苦辛を慰められ又大久保侯爵及ひ夫人折田前知事及ひ同夫人其他の貴夫人方も岩女の善行を感賞せられ大に其事業を補助せらるゝ、よ至れり

岩女が篤行は前に述べしか如くなりしかぎの病人を憫み貧民を救ふの至情いかよ深切なりしかは左の仕方にては知らるゝなり或る年に五十よもなりなんごする乞食男が救助を受けんごて入り來るよ岩女は珍客よても來りしかの如く自ら立ち出て手を下して介抱

しけるよ草履か足よ凍れ付きて脱ぐごを叶はぬを見て裁縫稽古よごて來れる少女ごも湯よ入れられよごか焚火よ温むるがよからんご言けるをいなごよ夫れは凍傷なれば湯よ入れ火に温むるはよろしからずかやうの者はかくあうなすへけれごて其儘に室内よ入れ蒲團をかけ猶下半身は冷え切をたる容子なれば自分に其蒲團よ足残入れ已か体温よて之を温めろの体温の常よなりたる時に自分の着物を着せたる事なごは度々珍しからぬよごなごごう又はろの介抱れ力も及はずして死したる行旅人なご埋葬此時は何つも自分か資金を以て棺を調へ粗末此事なく埋葬せしも度々なり或はかやうの病人れ中よは虱か齋々ごして着物の上よにまで匍へ出るもれなごも自ら手を下し洗濯し又は縫ひ繕ひなごするも手れまはりかぬる時よは稽古の爲めに來り居る少女の手傳をなさしむること多るを以て少女ごも自然に感化され知らすく善良此人になり行も多かりし尤も教育の餘暇にて縫仕事をなし無賃にて仕立て無賃に

て教授せるより何れも氣比毒に思ひ金錢を送ればこれを取らず故
に米麥なご送るゝおあれは之を受け置き寒中行旅は病人又は屠村
の貧民に施與するか常なれば誰ぞて岩女か慈善心の深きよ感せぬ
はなかりまごいふ

江島貞婦千代女の傳

大學の綱領に大學之道は明德を明かにするにありと有りて人は生
なからよして徳器の備はるものなれども周圍の事物に誘惑せられ
晁々ごまてひかりか、やくへき明德も味く蔽はれ行くさまは恰も
月の明かなる光も雲のためよ蔽はれ之を見るへくも何らぬに同じ
かるへしされは聖人もふれを歎かせられ人間第一に自然よ身に備
はれる徳器を成就するごをせよごいましめ置かれたるなりかや
うに何れはこそ教の道も立られたるなれいてやこれより自然に備
はる徳器を教を受くるよ何らすまて成就なしたる證據を示さんう
は仙臺藩の昔住鹿郡江の島といへる絶島よ生れ出てたる木村氏な



る千代女が行ひよて知られよかま扱この木村の家は島肝入といへる役を勤める彌惣兵衛といへる人あぞしか此人は五人此子共ありて長男を惣九郎といひ家督に立たれども世嗣となすへき子とて扱らされは其弟なる五右衛門といへるを以て嗣子となし木村十郎治の女くらを娶はせたるは其間よきこいへる女子を生みたり後此女に齊藤喜四郎此二男惣五郎を配して一子七歳を生みたるか産後の肥立ゆしけるよやよきは果敢なく身まかりたり惣五郎こゝに於て退身せんご父五右衛門は申出たるに父諭していへるやうこきは死したれども七歳あり汝これを撫育せずは母なき父なき子こならん何ごて成人せらるへきそ家付の女なるこきは死なたりこて遠慮よ及はず此家にごゝまりて是迄のここく心得くれよこ猶もいへるは後妻ごして他より相應の年はいの者をめぐるへきよごなれごも我が家よ寄居せる千代を見立て年ころよならは妻よなしくれよごあるに惣五郎も父此心に従ひ留まるよごゝなぞぬるれより五

右工門は千代を招きて追ては惣五郎此妻たるへきこを申し含めたり千代此時年八歳なりしが其の言を聞いていかにもよく聞わけて以來は年端のゆかぬ少女ながら友達なごの楡椰することあるも一向に意ごせずこれを愧らふけしきもなきものから再び楡椰するものもなきよ至れるは天性孝貞の徳のうなはりたるにやあらん常にいへるやう私は追て惣五郎此妻ごなるからには今よりは先に死なれたるごきごのゝなさるゝやうすへきものをこて惣九郎か外出して歸らざれば食よ就くよごなく又寝起の事より衣服の調度洗濯の事なご人のかくご教ゆるにあらざるもよく行き届きて世話なす有様は不思議なるまでなりしごいふかくて千代か十六歳の時よ婚儀をなしたるか愈夫へのつごめふり折り入るのみか舅姑よ扱たる五右工門夫婦よもよくつごめ少しも怠ることなく又これかためその身の取るへき業は何くれごかく手がほはり決して怠ることなかりしごせしかるよ不幸よも惣五郎左手を病み醫藥も効なく終よ

不具となりたるかそれ後は一層夫の身扱を丁寧にし余所の見る眼も感服するばかりなりければ千代か篤行前太守中將慶邦朝臣の御聞は達し左の和歌並は賞與ありしなり

父母にはめまつかへしいさやしを

この島く、此をしへこはせよ

賞與ありし時の下し文は曰く

牡鹿郡女川組江の島肝入五右衛門侍

惣五郎妻

千代

老躰病身の祖父はしめ舅姑をも宜しく取扱病身の夫へ多年貞心深切に事へ候次第同濱の者こも申出奇特の事は候依之爲御褒美御金七切被下置候事

以上千代の徳行を見るは實に天性は出たるものにて聊も教を受しよはあらずこれを澆季の今日教を受るも猶且いまはしき行あるよ

比ずれば菅に氷炭の差あるのみならざるなり彼の朱晦庵が小學の題辭は毫末を加へて万善足れりこ申し置かれしにも考へあはせていと感歎に堪へま世に千代女がよき人ばかりあらんよは教はずへて無駄なるへしなご思ひ出て筆をかんご志たるはたるがれ時なりしよ仰て東の方をながむれば古中秋の望の月かけ雲間を出て鏡の光まばゆきまでにてり渡りて人の明德もかくあるあれよ
ごいはぬばかりのけしきなりける斯くて惣五郎は明治七年三月十三日身まかりたるか千代深く思慕して止むまもなく頼てその木像を刻みてこれ祀り朝夕食饌をうなへ出入には必ずみね告げ禮拜すること誠は生きたる人に事るは異ならざるこご二十四年間息るまどなく奉事せしか同じ三十年九月八日年五十九にして世を去りぬ因て其遺族は千代の木像をも刻み惣五郎と共に配祀して今に至るごゆふ

食を参らすへき初ら増の次第

上座に居ては下座を見合せ下座に居ては上次第に箸をさるへく又箸を直すきも同前取柄

一常に食碗汁碗などの蓋を取る右の手にて箸を持取がら大指人さしゆひたけ高指三ツをひらきて蓋の字へ取取左の手は碗をさへていかよも心得をして取へし両手よて蓋をあをのけ右の蓋は右に置き左の方は左にわくなり惣て膳敷候も同斷何の蓋にても心得同前但七五三などには無之事にて候

一扱食碗を箸持ながら右の手を添へて左の手に能持箸を取直し二口か三口ゆご口に参りて元の如く食碗を下置汁碗を取足も食碗を取ると同前汁はみより少々つ、二度程はさみ参りて食碗をせご吸申候かように二度程なされ三度目程よりさいを参り候是も中盛より参り候始候菜も一色つ、はいを候二色二色ご一度にくひ申候事はいやしき事に定たかれ候食汁を参りては一色まいり幾度も同

前

一菜は中もぞよまたへ初め扱をばをたる左のかたよ参り右の方を参り候膳は一三三ごまいるも此にて候菜はなりにくき物はまいるはじく候殊更童を小兒なごのなりみくき物を参り候ご見苦敷よし申傳候

一めしに汁を懸てはもはや納るものにて候其後めしを請申さるものにて候

一食に汁を懸候ても箸よてかき回しなごして用申事いやしき事よて候汁のか、り候りご次第よまいるも此よて候殊よ湯漬なごは我手前の方より崩し参る物よせろ

一食なごも頼一盃にくひ申事有間敷候口ふくれ見苦しくいやしき事如何に食するごても身のたし取みなければ不似合非禮に見へ申由ならひ傳候なれ

一碗箸盃其外のさり扱もいそぐ敷は悪くせれごてもねばく字い

くしきは又あし。

一食事中よもの申こご候は、口のうちなる刃参り候てものを申さ
れへし人にもまた其心得をして申懸候又食の内に用事ありて箸を
置候は、膳よはし残筋違て置き申なぞ本の如く横に置き申箸は納
りよて候へは又取こご無之候是皆ならひよてろう

一香の物は湯へ入申さ、るもれよて候箸持ながら湯残請け其儘に
て用へ申なぞ

一菜をたへるよ色々ご合せ口の中にてあますなごする様にいた
す事あしく候

一鹽なご用へ申に箸のうらにてつきくゝるあし、一度つきて用
ゆへし煮大豆なごの様なる物扱一度にはさみたきごて横に箸をし
て澤山にはさみ申こごあまゝ細かなる物にてもちよいごはさむよ
ろし

一湯漬の時は湯を待て懸て用ゆ湯漬にても常の如く汁さいも有る

物なぞ其時は湯漬を二箸程用へ香の物を用ひ又めし残用ひかよふ
よ二三度する上は汁菜を用ゆ喰しはへは湯出る

一粥も右同前 但湯はなし

一菜残用ゆる時近けれは膝よ左の手を置き遠き時は手を座よつく
へし

一箸の持所のよは其仁の勝手たるへし

一吸もれは汁を吸みを喰汁扱すへて置くへし

一食に汁をかけては本二三汁ごも用へず菜はか用ゆるならはし
なぞ

右の子細多く候へをも次第よなる、ものよて候以上

伊勢兵庫記事

奥羽婦人傳卷之四終



明治三十六年十二月廿日印刷
明治三十六年十二月三十日發行

著作兼發行者 佐澤廣胖
仙臺市小田原高松通二番地

印刷所 玉田舍
仙臺市小田原高松通二番地

印刷者 八嶋虎治
仙臺市小田原北一番丁通十番地

發行所 香雪精舍
仙臺市小田原高松通二番地

仙臺市小田原高松通二番地

